

## 一般社団法人日本腎臓学会 褒賞規定

1. 一般社団法人日本腎臓学会褒賞は、定款第5条第1項第4号に基づき理事会において決定し、総会に報告して授与するものである。
2. 一般社団法人日本腎臓学会褒賞は、大島賞、上田賞、Clinical Scientist Award (CSA)、Young Investigator Award (YIA)、優秀若手基礎研究者賞、優秀論文賞及びベストサイテーション賞とし、大島賞、上田賞、CSA、YIA は学会あり方委員会(褒賞選考部会)、優秀若手基礎研究者賞は学会あり方委員会(褒賞選考部会)および事前に褒賞選考部会委員長が指名した者、優秀論文賞、ベストサイテーション賞は編集委員会が選考を行う。
3. 優秀論文賞を除く上記の賞を一度受賞した者は、再度同じ賞に応募することはできない。
4. 各賞の選考方法は別途内規に定める。
5. 本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### 優秀若手基礎研究者賞選考内規

1. 優秀若手基礎研究者賞は、本会会員が国内で行った腎臓学に関する研究で、日本腎臓学会学術総会で発表され、将来さらに発展の期待される研究者に対し授与する。
2. 優秀若手基礎研究者の授与は原則として毎年3名とし、各々に賞状及び副賞を贈る。
3. 優秀若手基礎研究者賞の候補者は、日本腎臓学会学術総会開催年の4月1日において、年齢満35歳以下または大学卒業後10年以下とする。ただし、応募者が産休・育児休業を取得した場合には、休業取得を裏付ける証明書(大学院生の場合は研究指導者による証明書で可)を提出することで、当該期間分を延長できることとする。
4. 優秀若手基礎研究者賞受賞者の選考は、次の通りとする。
  - (1) 受賞候補者の応募は、年次学術総会の一般演題登録時に、「優秀若手基礎研究者賞」に応募する意思表示を行い、本賞選考用の抄録を別途提出する。
  - (2) 選考用抄録は、研究題名、演者名、所属施設名ならびに応募者の本研究における役割等を記載し、抄録本文(日本語2,000字以内、図表は1つにつき200字減とし、2つまでとする。英文1,200words以内、図表は1つにつき120words減とし、2つまでとする。)には研究内容の新規性、独創性、発展性を明示すること。また、応募演題が主として応募者により実施されたものであることを証明する研究指導者の署名・捺印、および日付を付記する。
  - (3) 第一次選考は、褒賞選考部会および褒賞選考部会委員長より指名された者が、上記選考用抄録を用いて行う。上位15名程度を原則として当該前年度1月末日までに選考する。
  - (4) 第二次選考で選考された者は、原則として当該前年度の2月に実施される学術集会において口頭発表を実施する。選考は、褒賞選考部会および褒賞選考部会委員長より指名された者が行い、原則として上位5件程度を選考する。
  - (5) 最終選考は、日本腎臓学会学術総会にて行う。選考は、褒賞選考部会および褒賞選考部会委員長より指名された者が行い、原則として優秀若手基礎研究者賞受賞者3名を選考する。
  - (6) 褒賞選考部会委員長は、選考の経過並びに結果について理事長およびあり方委員会に報告することとし、最終選考結果は、理事会の承認を得たものとみなす。

5. 優秀若手基礎研究者賞受賞者には，日本腎臓学会学術総会において賞を授与する。
6. 本内規を改正する場合は，理事会の承認を受けなければならない。

初版作成：2023年5月1日  
第2版作成：2023年5月3日  
第3版作成：2023年8月26日